

平成 31 年

第 4 回

月形町農業委員会総会

議事録

平成 31 年 4 月 25 日

月形町農業委員会

招 集 年 月 日	平成31年4月25日					
招 集 の 場 所	樺戸郡月形町役場委員会室					
開 閉 日 時	開会	平成31年4月25日	午後1時30分	議長	渡 辺 祥 紀	
	閉会	平成31年4月25日	午後2時15分	議長	渡 辺 祥 紀	
応(不応)招集委及び 出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 ○ …… 出席 × …… 欠席 公 …… 公務欠席	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
	1	黒宮勝美	○	7	服部 栄	○
	2	青柳和弘	○	8	内藤康志	○
	3	山崎敏美	○	9	渡辺早智子	○
	4	多田正光	公	10	小野栄治	○
	5	中嶋雅義	○	11	渡辺祥紀	○
6	西川 優	○				
出席した職員	事務局長	加藤弘光	総務係長	佐藤直樹		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり					
会議に附した議件	別紙議事日程のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

平成31年第4回月形町農業委員会総会

平成31年4月25日

午後1時30分

月形町役場 委員会室

議 事 日 程			
番号	議案番号	件 名	摘要
1		議事録署名委員の指名 番 員 番 員	
2		会期の決定	
3		会務報告	
4	報告第15号	農用地のあっせん申し出について（売渡し2件）	P1～2
5	報告第16号	農業経営改善計画の認定について（2件）	P3
6	報告第17号	あっせん委員会報告について	P4
7	議案第13号	農地の賃貸借及び使用貸借の合意解約について（2件）	P5～6
8	議案第14号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定1件）	P7
9	議案第15号	月形町農業委員会会長専決規程の制定について	P8～9
10	議案第16号	月形町農業委員会事務局規程の全部を改正する訓令の制定について	P10～13
11	議案第17号	月形町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について	P14

事務局長 加藤 弘 光

定刻となりましたので、平成31年第4回月形町農業委員会総会を開会いたしますが、月形町農業委員会会議規則第4条の規定により、議長は会長が努めることになっていきますので、渡辺会長に議事の進行をお願いします。

議長 渡辺 祥 紀

本日はお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。
さて、元号が変わるということで平成最後の総会になります。新しい元号に変わりましたが、私たちのやることは変わりません。また、農業を取り巻く環境につきましてもTPP、アメリカとの二国間貿易協議が始まるようで、アメリカも農業輸出国ですので、日本の農業にとっても厳しくなるのではないかと感じております。いずれにしても、平成の最後はあまり良い年ではなかったもので、元号が変わりましたら気持ちも新にして令和は良い年で元年を迎えたいと思います。

本日、多田委員は札幌での会議で欠席です。

只今の出席委員数は10名です。

定足数に達していますので、会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立いたしました。

本日をもって招集された平成31年第4回月形町農業委員会総会を只今より開会いたします。(午後1時30分)

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程番号1番、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により、議長において、3番山崎委員、5番中嶋委員の両君を指名します。

日程番号2番、会期の決定をいたします。お諮りいたします。

平成31年第4回月形町農業委員会総会は、4月25日、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よって、平成31年第4回月形町農業委員会総会は、4月25日、本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程番号3番、会務報告。会務報告はお手元に配付のとおりです。

事務局より説明を願います。

事務局長 加藤 弘 光

平成31年3月25日から平成31年4月24日までの会務報告です。

3月25日、平成31年第3回月形町農業委員会総会を役場委員会室で11名の委員の出席により開催いたしました。

4月2日、第45回月形町農民連盟定期総会が開催され、渡辺会長が出席しております。

4月5日、平成31年度月形町農業協同組合通常総会が開催され、渡辺会長が出席しております。

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>4月8日、所有権移転1件に係る事前協議を行い、多田委員、服部委員が立会されました。</p> <p>4月9日、岩見沢市において、平成31年度空知農業委員会連合会通常総会及び北海道農業会議主催の地区別農業委員会会長・事務局長会議が開催され、渡辺会長と私が出席しております。</p> <p>4月10日、所有権移転1件に係る事前協議を行い、西川委員、渡辺委員、中嶋委員が立会されました。</p> <p>4月18日、農地移動適正化あっせん月形地区委員会を役場委員会室で11名の委員の出席により開催し、利用権設定1件について審議しました。</p> <p>4月23日、平成31年度の月形町農業再生協議会総会及び月形町農業改良協会総会が役場大会議室で開催され、渡辺会長、私が出席しています。</p> <p>4月24日、所有権移転1件に係る事前協議を行い、西川委員、渡辺委員、中嶋委員が立会されました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質問、ご意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質問、ご意見がありませんので、会務報告は、報告済みといたします。</p> <p>続きまして、日程番号4番、報告第15号、農用地のあっせん申し出について売渡し2件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書1頁をご覧ください。</p> <p>報告第15号、農用地のあっせん申し出について、売渡し2件を上程しております。</p> <p>月形町農地移動適正化あっせん基準第7条第1項の規定により、下記の者から農用地の売渡しの申し出があったので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、申出人住所氏名、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。土地の所在地は月形町□□□□ 現況地目は田、面積は68,908㎡です。以下内訳ですが、田の計、合計共に2筆73,681㎡です。</p> <p>なお、説明資料の2頁に所在図を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>

議長 渡 辺 祥 紀	<p>質疑、ご意見がございませんので、報告第15号番号1は承認いたしました。続きまして、番号2について、事務局より説明願います。</p>
事務局長 加 藤 弘 光	<p>議案書2頁をご覧ください。</p> <p>番号2、申出人住所氏名、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。土地の所在地は、月形町□□□□ 現況地目は田、面積は8,827㎡です。土地の内訳ですが、田の計、合計共に2筆 9,692㎡です。なお、説明資料の3頁に所在図を添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第15号番号2は承認いたしました。続きまして、日程番号5番、報告第16号、農業経営改善計画の認定について2件を議題といたします。事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加 藤 弘 光	<p>議案書3頁をご覧ください。</p> <p>報告第16号 農業経営改善計画の認定について2件を上程しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による、農業経営改善計画の認定について、下記の者が認定されたので報告します。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>認定は2件で1件目ですが、農事組合名 札比内 認定農業者名 ○○○○さん 再認定 認定年月日は平成31年3月30日 認定の有効期限は平成36年3月29日です。続きまして2件目ですが、農事組合名 北農場2 認定農業者名 ○○○○ 再認定 認定年月日は平成31年3月31日 認定の有効期限は平成36年3月30日です。2通知文ですが、説明資料の4頁に通知書の写しを添付しておりますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、報告第16号は承認いたしました。続きまして、日程番号6番、報告第17号、あっせん委員会報告についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書4頁をご覧ください。 報告第17号、あっせん委員会報告についてを上程しております。 あっせん委員会より月形町農地移動適正化あっせん基準に基づき、平成31年4月18日あっせん結果の通知がありましたので報告します。本日の提出です。 番号1、申出人、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出内容は借主の経営移譲によるものです。対象地は樺戸郡月形町□□□□、1筆合計6,526㎡。協議結果は成立、相手方は樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さんです。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。 (なしの声あり) 質疑、ご意見がございませんので、報告第17号は承認いたしました。 続きまして、日程番号7番、議案第13号、農地の賃貸借及び使用貸借の合意解約について2件を議題といたします。 事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書5頁をご覧ください。 議案第13号、農地の賃貸借及び使用貸借の合意解約について2件を上程しております。 下記の者から、農地の賃貸借及び使用貸借を合意解約した通知がありましたので審議願います。 本日の提出です。 番号1 通知者貸主 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。解約した土地ですが、月形町□□□□ 現況地目は田 面積は6,526㎡の1筆になります。権利区分は賃貸借、農業経営基盤強化促進法。契約年月日は平成28年1月27日、契約期間は平成28年1月27日から平成32年11月30日までの5年間。合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日ともに平成31年4月3日です。 本件は、借主の経営移譲に伴う合意解約です。 なお、説明資料の6頁に所在図を添付していますのでご参照願います。 以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。 (なしの声あり)</p>

議長 渡辺 祥紀	<p>質疑、ご意見がございませんので、議案第13号番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第13号番号1については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第13号番号2について事務局より説明願います。</p>
事務局長 加藤 弘光	<p>議案書6頁をご覧ください。</p> <p>番号2 通知者貸主 樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。解約した土地 月形町□□□□ 現況地目は畑 面積は2,326㎡、以下内訳ですが、田の計5筆 73,612㎡ 畑の計7筆 23,761㎡ 合計12筆 97,373㎡です。権利区分は使用貸借、農地法第3条。契約年月日は昭和63年1月23日、契約期間は昭和63年1月23日から平成40年1月22日までの40年間。合意解約が成立した日、合意解約を行う日、解約通知日ともに平成31年4月3日です。</p> <p>本件は、親子間による使用貸借でしたが、相続登記が完了したための合意解約になります。</p> <p>なお、説明資料の5頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡辺 祥紀	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第13号番号2について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第13号番号2については原案のとおり可決いたしました。</p> <p>続きまして、日程番号8番、議案第14号、農用地利用集積計画の決定について、利用権設定1件を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤 弘光	<p>議案書7頁をご覧ください。</p> <p>議案第14号、農用地利用集積計画の決定について利用権設定1件を上程</p>

<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記の農用地利用集積についての決定の議決を願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>番号1、権利区分、賃貸借。貸主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由、離農。借主、樺戸郡月形町□□□□ ○○○○さん。申出理由は経営規模拡大。借主の経営状況は議案書に記載のとおりです。申出地は樺戸郡月形町□□□□ 現況地目は田 面積は6,526㎡の1筆です。希望事項ですが、賃借料総額は△△△△円、10a当たりの賃借料は議案書に記載のとおりです。設定期間は平成31年4月26日から平成32年11月30日までの2年間です。説明資料の6頁に所在図を添付していますのでご参照願います。</p> <p>本件は、農用地利用集積計画の作成に関しては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の全ての要件を満たしているものです。</p> <p>なお、設定期間については、前に契約していた○○○○さんとの契約期間の5年間の残期間の2年間を契約期間に設定しています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長 渡 辺 祥 紀</p>	<p>説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第14号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第14号については原案のとおり可決いたしました。続きまして、日程番号9番、議案第15号、月形町農業委員会会長専決規程の制定についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長 加藤 弘 光</p>	<p>議案書8頁をご覧願います。</p> <p>議案第15号 月形町農業委員会会長専決規程の制定についてを上程しております。</p> <p>改正農地法の施行に伴い、次のとおり月形町農業委員会会長専決規程の制定をしたいので審議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>制定の理由については、説明資料の7頁をご覧願います。</p> <p>1制定の理由ですが、農地法の一部が改正され、農作物栽培高度化施設の</p>

事務局長 加藤 弘 光

底面をコンクリート等で覆う場合に農地転用ではなく農業委員会への届け出が必要になりました。農業委員会はこの届出書が到着した日から2週間以内に、届出を受理するか、不受理とするかを判断し、届出者に通知する必要があります。

最終的には、総会において審議し決定するわけですが、届出の受理、不受理の通知期間は定められており、総会での審議が間に合わないことが想定されるため、会長の専決において受理、不受理を決定し通知する必要があります。

また、本件以外にも会長の専決において決定する必要がある項目も含め、今回専決規程を制定するものです。

主な会長の専決事項は、2に記載しておりますが、(1)として事務局職員の勤務発令、これは、職員の人事異動による勤務発令について、町からの内示以前に総会において審議するわけにはいきませんので、会長の専決で決定し、総会に諮ることになります。また、事務局長の休暇、サービスに関する事項も専決事項となっております。(2)の証明、照会等の事項ですが、各種土地の照会に対する報告などは、現在は事務局で処理したものを会長が後日決裁を行うことにしています。この事務も会長の専決で処理されることになります。(3)の農地転用許可について、基準面積以上の転用については、北海道農業会議へ諮問を行い許可になったものに対し、許可指令を行う場合も会長の専決に該当します。(4)は今回の農地法の改正に伴う専決事項です。なお、会長専決で処理した事項で、必要な場合は、次回の総会に議案として提案することになります。

以上で説明を終わります。

議長 渡 辺 祥 紀

暫時休憩します。(午後1時56分)

(休憩)

休憩以前に戻りまして審議を再開します。(午後2時4分)

説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。

(なしの声あり)

質疑、ご意見がございませんので、議案第15号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第15号については原案のとおり可決いたしました。続きまして、日程番号10番 議案第16号 月形町農業委員会事務局規程

議長 渡 辺 祥 紀	<p>の全部を改正する訓令の制定を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長 加 藤 弘 光	<p>議案書10頁をご覧ください。 議案第16号 月形町農業委員会事務局規程の全部を改正する訓令の制定についてを上程しています。月形町農業委員会事務局規程の見直しに伴い、次のとおり月形町農業委員会事務局規程の全部を改正する訓令の制定をしたいので審議願います。 本日の提出です。 改正の理由については、説明資料の8頁をご覧ください。また、別添の新旧対照表を合わせてご覧ください。 1改正の理由ですが、現在の事務局規程は昭和32年に制定され、一部改正を行っておりますが、配置職員など現状と相違する点がみられること。また、事務分掌や事務局長の専決規程、文書の保存年限など規定されていない事項が多いため改正が必要です。なお、改正を行う場合には、本来は既存の条文に溶け込ませる方式を活用しますが、修正箇所や追加条文が多く、溶け込み方式の改正では改正が複雑になることから全部改正において処理するものです。 2の主な改正点についてですが、(1)のとおり、規程の条文構成を改正前の5条から13条に増やしました。第3条の職員配置ですが、係長、主査を追加しました。旧規程では第2条に規定されていた事務局の処理事項を、新しい規程では第5条で事務分掌とし、3項目からなっていた処理事項項目を16項目に変更しました。第6条には、事務局長の専決事項を定めました。これは、事務局長の職務において処理が可能な事務であり、月形町事務決裁規程に倣い制定しております。その他第10条には公印の種類等を、第12条には文書の保存年限と分類を規定しております。なお、本規程に定められていない事項については、町の規程を準用することとしております。 以上で説明を終わります。</p>
議長 渡 辺 祥 紀	<p>暫時休憩します。(午後2時9分)</p> <p>(休憩)</p> <p>休憩以前に戻り審議を再開します。(午後2時10分) 説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p> <p>質疑、ご意見がございませんので、議案第16号について、原案に賛成の方</p>

議長 渡辺 祥紀	<p>は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第16号については原案のとおり可決いたしました。続きまして、日程番号11番 議案第17号 月形町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてを議題といたします。事務局より説明を願います。</p>
事務局長 加藤 弘光	<p>議案書14頁をご覧ください。</p> <p>議案第17号 月形町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更についてを上程しています。</p> <p>農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、月形町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針を次のとおり変更したいので審議願います。</p> <p>本日の提出です。</p> <p>見直しの内容については、説明資料の9頁をご覧ください。</p> <p>1指針の基本的な考え方ですが、月形町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、新規参入の促進等の農地の最適化を推進するために、農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、平成29年に策定し公表いたしました。</p> <p>2具体的な目標と推進方法については、農地利用の最適化の推進に関する目標として6項目、農地利用の最適化の推進に関する活動として4項目を定めました。</p> <p>今回の見直しの内容ですが、指針の3指針の検証・見直しに関する事項について、策定時には「指針は5カ年を基本として設定し、各年度当初に前年度の取り組み状況を検証し、見直しを行う。」としていましたが、単年度の活動内容については、毎年6月に公表している各年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価において検証を実施していること。また、他市町の指針においても、毎年度の見直しを実施している市町は少ないことから、本指針の見直しについては農業委員の改選期である3年ごとに実施することに変更を行うものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長 渡辺 祥紀	<p>暫時休憩します。(午後2時14分)</p> <p>(休憩)</p>

議長 渡 辺 祥 紀

休憩以前に戻り審議を再開します。(午後2時15分)
説明が終わりました。質疑、ご意見等はありませんか。

(なしの声あり)

質疑、ご意見がございませんので、議案第17号について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第17号については原案のとおり可決いたしました。
以上で本総会に附議された全ての議件を終了いたしました。

以上をもちまして、平成31年第4回月形町農業委員会総会を閉会いたします。
皆様ご苦勞様でした。(午後2時15分)